一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鳥取県八頭郡八頭町皆原字ホソザコ五九四、字奥長谷五九五、字サカ畑ケ五九六、字クモハラ五九七、字小屋場五九八、字佛谷五九九、字スンカ谷六〇〇、字ハナ戸ノ崎六〇一、字若林六〇二、茂谷字出合山二九六の一、二九六の二、三〇〇、三〇二から三〇四まで、字谷山三〇五から三〇九まで、三一一、三一三、字小谷三一五、三一六の一、三一七、三一八、三二一から三二四まで、三二六から三二九まで、三三二、三三三の一、三三三、三三四、字椎木谷三三七、三三八の一、三三八の二、三三九から三四二まで、三四三の一、三四六、三四七の一、三四七の三、三四七の七、三四八から三五〇まで、三五二から三五六まで、三五九、三六〇、三六二、三六四、三六五、字萱野三六六、三六七の一、三六八の一から三六八の三まで、三六九、三七二から三七六まで、三七八、字白岩三八一の一から三八一の五まで、三八二の一、三八二の二、三八二の四から三八二の七まで、三八三から三八五まで、三八九から三九三まで、三九六、三九八、三九九、四〇二、四〇四、四〇七、四〇八、四〇九、四一一の一、四一二の一、四一三、四一五、四一六、字井ノ口山四二六の一、四二七から四三三まで、四三三の一、四三四から四三七まで、四三七の一、四三八、四四〇、四四三から四四七まで、字桐谷四六三から四六五まで、四六五の一、四六六、四六八、四七〇、四七一、四七三、字北山ノ神四七四の一、四七五から四七七まで、四八二、字向山五二三の一、五二三の二、五三四、五三七の一、五三七の二、字南山ノ神五三八から五四〇まで、五四〇の一、五四一、五四六、五四九から五五三まで、五五七の一、五五七の三、五六一の一、五六四の一、五六四の三、五六五の一、五六六の一、字牛古屋五六七の一、五六七の三、五六八の一、五六八の四、五六九から五七五まで、五七六の一、五七七の一、字牛コロビ五七八、五七九、五七九の一から五七九の三まで、五七九の五、五八〇、五八二の一、五八二の三、五八四の一、五八五、五八五の一、五八六から五九〇まで、五九二、六〇〇、六〇〇の一、六〇五、六〇七、六〇八、六一一の一、六一一の二、字足洗場六一二の一から六一二の三まで、六一三の一、六一三の二、六一四から六一八まで、字モチネ畑六一九の一、六一九の二、六一九の三（次の図に示す部分に限る。）、字大谷六二〇、六二一の一、六二一の二、六二一の四から六二一の一〇まで、六二一の一二、六二一の一三、六二一の一五から六二一の一七まで、六二一の一九、六二一の二二、六二一の二三、六二一の二七から六二一の二九まで、六二一の三一から六二一の三七まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第七百三十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年七月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小垣外沢

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県飯田市川路

一七六五番　一号

一七一九番一　二号

一六五七番二　三号

一六五五番一　四号

一六四八番二　五号

一六四八番三　六号

二　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

名沢川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県埴科郡坂城町大字坂城

字浅間堂　八六三三番リ　一号

八六三三番ニ　三号

字名沢　八四九八番一〇一　二号

八四九八番七八　四号

字大道　八三六五番ハの三一　五号

三　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

三ノ沢

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県下高井郡木島平村大字往郷

字大沢入　六四九〇番　一号

六四九九番　二号

六五七三番　七号

六五七八番二　八号

六五〇六番一　九号

六四八二番二六　三号

六四八二番二七　四号

六四八二番三五　五号

六四八二番四二　六号

四　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

熊の沢

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線（標柱四号と五号については、昭和五十九年建設省告示第千二百六十四号で指定した同号五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線）及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県北安曇郡池田町大字会染

一三二五番　一号

一〇二三番一　二号及び三号

一〇一一番一　四号

一六〇九番一　五号

一五九八番二　六号

一五九八番三　七号

五　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

日土沢

㈡　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

長野県北安曇郡小谷村大字中小谷

丙八九一一番及び丙八九一二番

長野県北安曇郡小谷村大字中小谷

字シヨク　丙四八二番四から丙四八二番九まで

字深久保　丙四八三番一から丙四八三番九まで

丙五四〇番から丙五五〇番まで

丙五五一番一及び丙五五一番二

丙五五一番四から丙五五一番一七まで

丙五五一番二五から丙五五一番三一まで

丙五五一番三三及び丙五五一番三四

丙五五二番から丙五五四番まで

丙五五五番一及び丙五五五番二

丙五五六番一

丙五五六番三

丙五五七番及び丙五五八番

丙五五九番一

丙五六〇番から丙五六五番まで

丙五七〇番

字大なで　丙一六六四番三から丙一六六四番五まで

丙一六六四番八及び丙一六六四番九

丙一六六四番一一から丙一六六四番二二まで